

事務連絡

令和3年1月12日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
森林整備部 計画課長
治山課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業等における
直轄工事、業務等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な生活基盤として公共工事等が挙げられている。

今般、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和3年1月12日付け2林政政第527号林野庁長官通知。別紙2)が通知されたところである。

これを受け、国有林野事業及び民有林直轄治山等事業における直轄工事、業務等(製品生産事業、造林事業、収穫調査委託、システム販売等を含む。以下「工事等」という。)については、引き続き下記のとおり取り扱うこととするので、適切に対応されたい。

記

1 感染拡大防止に向けた工事等の対応に係る通知及び事務連絡

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の対応に関し、これまでに発出された通知及び事務連絡(以下「通知等」という。)は別紙1のとおりであるが、今般の緊急事態宣言を踏まえた各種対応は次の通知等に基づくこととする。

(1) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における受発注者間の協議等に係る取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。別紙3)

(2) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における入札の手續等に係る取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」(令和2年5月19日付け林政課長、業務課長事務連絡。以下「5月19日付け事務連絡」という。別紙4)

(3) 工事等における感染拡大防止対策に係る設計変更等の取扱い

「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月24日付け2林整計第126号計画課長、業務課長通知。以下「4月24日付け通知」という。別紙5)

(4) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における具体的対応策の検討及び実施

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」(令和2年4月28日付け業務課長事務連絡。以下「4月28日付け事務連絡」という。別紙6)

2 緊急事態宣言の対象地域内外に応じた工事等の対応

上記1に挙げる通知等に基づき、次のとおり緊急事態宣言の対象地域内外に応じて、適切に対応することとする。

(1) 緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応

次の通知等による規定に基づき対応することとする。

5月19日付け通知(別紙3)の記の1及び3

5月19日付け事務連絡(別紙4)

4月24日付け通知(別紙5)

4月28日付け事務連絡(別紙6)

(2) 緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応

次の通知等による規定に基づき、感染拡大の防止を図るため、地域の実情等に応じて必要な対応を適切に実施することとする。

5月19日付け通知(別紙3)の記の2及び3

5月19日付け事務連絡(別紙4)

4月24日付け通知(別紙5)

3 新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越し等

工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合は、必要に応じて繰越し等の手續をとることとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越しの事務手續について」(令和2年11月11日付け2林政政第406号林野庁長官通知。別紙7)が発出されているので、参考にされたい。

4 建設業等における新型コロナウイルス感染予防対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年12月24日付け国不建第307号。別紙8）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^{（注）}において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

（注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

担当：林政課	会計経理第1班	担当課長補佐
計画課	施工技術班	担当課長補佐
治山課	施設実行班	担当課長補佐
業務課	森林整備班	担当課長補佐
	治山班	担当課長補佐
	災害対策班	担当課長補佐
	供給企画班	担当課長補佐
	供給対策班	担当課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の対応に係るこれまでの 発出通知等

1 通知

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年3月2日付け元林政政第724号林野庁長官通知)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2年3月13日付け元林政政第754号林野庁長官通知)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」(令和2年3月23日付け元林政政第794号林野庁長官通知)

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知)【令和2年4月21日付け廃止】

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知)【令和2年5月19日付け廃止】

「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月24日付け2林整計第126号計画課長、業務課長通知)【令和2年5月19日付け一部改正】

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知)

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和3年1月12日付け2林政政第527号林野庁長官通知)

2 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止措置等について」(令和2年3月2日付け林政課長、業務課長事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2年3月13日付け林政課長、業務課長事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の今後の対応について」(令和2年3月23日付け林政課長、業務課長事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」(令和2年4月9日付け林政課長、業務課長事務連絡)【 令和2年4月21日付け廃止】

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の入札等の手続の今後の対応について」(令和2年4月14日付け林政課長、業務課長事務連絡)【 令和2年4月21日付け廃止】

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」(令和2年4月21日付け林政課長、業務課長事務連絡)【 令和2年5月19日付け廃止】

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」(令和2年4月28日付け業務課長事務連絡)

「「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」の継続について」(令和2年5月15日付け業務課長事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」(令和2年5月19日付け林政課長、業務課長事務連絡)

2 林政政第 527 号
令和 3 年 1 月 12 日

各森林管理局長 殿
森林技術総合研修所長 殿

林野庁長官

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工
事及び業務の対応について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、
お知らせする。

また、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（担当：林政課会計経理第 1 班支出負担行為第 2 係）

2 予 第 1 9 2 2 号
令 和 3 年 1 月 8 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知。以下「5月18日通知」という。別紙）において、受発注者による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については5月18日通知の記の1及び3に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては5月18日通知の記の2及び3に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職から願います。

【別紙】

2 予 第 3 5 9 号
令和 2 年 5 月 1 8 日

大臣官房統計部長
各局長
政策統括官
農林水産技術会議事務局長
各庁長官
農林水産研修所長
農林水産政策研究所長
各地方農政局長
北海道農政事務所長

殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農
林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に緊急
事態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新
型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び
業務の対応について」（令和 2 年 4 月 20 日付け 2 予第 1 8 5 号大臣官房参事官
（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で
解除されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のと
おり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、
貴職から願います。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）
緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加され

る区域を含む。)における工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更(以下「一時中止措置等」という。)を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等(対象地域外)

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底(共通)

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

2 林政政第118号
令和2年5月19日

各森林管理局長 殿
森林総合技術研修所長 殿

林野庁長官

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、お知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（担当：林政課会計経理第1班支出負担行為第2係 内線 6009）



2 予 第 3 5 9 号
令和2年5月18日

林野庁長官 殿

・ 大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農
林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月14日に緊急事
態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新型
コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務
の対応について」（令和2年4月20日付け2予第185号大臣官房参事官（経理）
通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で解除された
ことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のとおり取扱いを
定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、
貴職から願います。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される
区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」と
いう。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今
後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以
下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことが
できないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以
下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合に
おいては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料
の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止
の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏ま
え、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

事務連絡
令和2年5月19日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月14日に緊急事態宣言が一部の地域で解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等に係る各種対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知。以下「4月21日付け通知」という。）を受け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」（令和2年4月21日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡。以下「4月21日付け事務連絡」という。）において、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月24日付け2林整計第126号林野庁計画課長・業務課長通知。）において、それぞれ取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が一部の地域で解除されたことに伴い、4月21日付け通知が廃止され、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。）が通知されたところであるが、これを受け、4月21日付け事務連絡は廃止するものの、国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応については、引き続き下記のとおり取り扱うこととするので、適切に対応されたい。

記

1 製品生産事業、造林事業等の取扱いについて

5月19日付け通知に基づき、国有林野事業における製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及びシステム販売等については、当該通知の工事等に含めて同様に取扱うこととする。

2 工事等の入札等の手続について（緊急事態宣言対象地域内外共通）

工事等の入札等の手続については、以下の通り取り扱うこととする。

(1) ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって、既に公告済み及び今後公告を予定している案件におけるヒアリングの実施については、その必要性を再検討し、可能な限り省略するものとする。
なお、ヒアリングの実施が真に認められる場合には、以下の対応をとるものとする。

- ① ヒアリングを実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やweb会議を活用する。
- ② やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

(2) 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、5月19日付け通知をはじめ別紙に記載するこれまでの通知及び事務連絡、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下の対応をとるものとする。

- ① 必要に応じ、競争参加資格確認申請書及び技術提案書等の提出期限の延長を検討する。
- ② 上記通知等に基づいて一時中止等を行ったことにより完成しない工事等についても実績として認める。
- ③ 今後新たに入札公告を行う測量・調査・設計等の業務において、評価基準日（入札公告日等）が、業務請負契約書上の履行期限から上記通知等に基づく一時中止等によって延長が必要となった期間内にある場合には、当該業務は手持ち業務量とは数えない。

担当：林政課	会計経理第1班	担当課長補佐
業務課	森林整備班	担当課長補佐
	治山班	担当課長補佐
	供給企画班	担当課長補佐
	供給対策班	担当課長補佐

別 紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国有林野事業における直轄工事及び業務等の一時中止措置等に係るこれまでの各種通知及び事務連絡

1 各通知

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け元林政政第724号林野庁長官通知）
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月13日付け元林政政第754号林野庁長官通知）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月23日付け元林政政第794号林野庁長官通知）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知）【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知）【→令和2年5月19日付け廃止】
- ⑥ 「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月24日付け2林整計第126号計画課長・業務課長通知）
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知）

2 各事務連絡

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月13日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の今後の対応について」（令和2年3月23日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」（令和2年4月9日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）【→令和2年4月21日付け廃

止】

- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の入札等の今後の対応について」（令和2年4月14日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」（令和2年4月21日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）【→令和2年5月19日付け廃止】
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」（令和2年4月28日付け林野庁業務課長事務連絡）
- ⑧ 「「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」の継続について」（令和2年5月15日付け林野庁業務課長事務連絡）

工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

令和2年4月24日付け 2林整計第126号
林野庁森林整備部計画課長、国有林野部業務課長から
各森林管理局計画保全部長、森林整備部長あて
〔最終改正令和2年5月19日付け2林整計第126号-4〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。）により通知しているところであるが、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、5月19日付け通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応されたい。

また、国有林野事業における製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及びシステム販売等については、工事等を含めて同様に取扱うこととする。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、5月19日付け通知に基づくものとし、具体的には手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努め、引き続き受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- ・ 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・ 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率及び一般管理費等率の算定対象外とする。

< 現場管理費 >

- ・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・ テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率の算定対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
業務課課長補佐（森林整備班担当）
業務課課長補佐（治山班担当）
業務課課長補佐（供給企画班担当）
業務課課長補佐（供給対策班担当）

事務連絡
令和2年4月28日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しては、本年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されたところです。

こうした状況の中で、国有林野事業における直轄工事及び業務等（以下「工事等」という。）の実施に当たっては、別紙1のとおり通知等を発出し、これに基づき工事等の実施に取り組んでいただいているところですが、更なる感染拡大防止に資するため、事業者の出勤者数の削減要請がなされているとともに、多くの森林管理局管内において在宅勤務等による職員の出勤者数の削減に取り組んでいただいている状況にあります。

このため、今後の工事等の実施に当たっては、下記事項を基本的な考えとして、別紙2に示す受発注者双方の事務負担軽減等の取組・工夫の例を参考にしつつ、各局における地域の実情等に応じた具体的な対応策を検討するとともに、職員の安全確保にも十分留意しながら、適切に実施するようお願いします。

なお、この対応については、緊急事態措置の対象期間に限ったものとします。

記

1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても事業の継続が求められる事業者等として、「安全安心に必要な社会基盤」を提供する関係事業者が位置づけられており、国有林野事業においては、林道事業及び治山事業に加え、製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及び

システム販売等について、工事等に含めて同様に取扱うこととしているところ。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更）においては、公共投資の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされているところ。

このため、工事等の実施に当たっては、対処方針に示された事業の継続性に留意しつつ、受注者等及び発注者の体制に最大限配慮した上で、現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての工事等従事者等の健康管理に万全を期されたい。

2 既契約の工事等の考え方

既契約の工事等については、別紙1の通知等に基づき、現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者等からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、一時中止や工期又は履行期間の見直し、これに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うこととしており、地域の実情等を踏まえつつ、別紙2に示す監督業務の工夫等の例を参考に、継続に当たって必要となる対応策を検討の上実施すること。

3 入札等手続中及び今後入札等手続を行う工事等の考え方

入札等手続中及び今後入札等手続を行う工事等については、別紙1の通知等に加え、地域の実情等を踏まえつつ、別紙2に示す発注時の工夫等の例を参考に、災害復旧等事業や作業時期が制約される工事等を優先するなど、発注に当たって必要となる対応策を検討の上実施すること。

なお、木材生産を伴う事業の発注については、国有林材の供給調整の検討状況を踏まえて判断されたい。

4 その他

具体的な対応の検討に当たり、法令や規範に反していないか等の疑義が生じた場合には、各事業担当と相談されたい。

また、別紙2の例示はあくまでも現時点のものであり、各森林管理局からの提案や他機関の事例等の収集を行い随時更新するので、参考とされたい。

担当：業務課	森林整備班	担当課長補佐
	治山班	担当課長補佐
	災害対策班	担当課長補佐
	供給企画班	担当課長補佐
	供給対策班	担当課長補佐

新型コロナウイルス感染症対策に係る発出通知等

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知)

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」(令和2年4月21日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡)

「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月24日付け2林整計第126号林野庁計画課長・業務課長通知)

受発注者双方の事務負担軽減等の取組・工夫の例

1 工事等の実行に係るもの

	項目	取組・工夫の例	留意事項
共通	受注者又は請負者からの申出による工期延長（再周知）	新たに受注者又は請負者（以下「受注者等」という。）から一時中止や工期又は履行期間の延長等の申出があった場合には、契約書の規定に基づき、必要に応じて一時中止や工期又は履行期間の延長、請負代金額の変更について適切に対応する。	発注者側が申出を妨げないよう配慮が必要。
共通	監督業務の複数体制の構築	現在工事等ごとに1名任命している監督職員のほかに、本署勤務職員等を監督職員に追加任命又は監督職員の補助者等に指名し、監督業務の分散対応を行う。 なお、複数の監督職員等を置く場合、担当する業務（署職員は自らの担当に関わる請負事業）を越えて実施できる体制の整備や分担体制を行う際は、監督職員等間の指導内容等情報共有や責任の所在を明確化するなど工夫して行う。	複数の監督職員等を置く場合、分担する業務内容や責任の所在（正副など）を明確化するとともに、その内容を受注者に通知することが必要。 監督職員と検査職員の職務は、原則、兼ねることができないことに留意。
共通	監督業務の基本的対応	監督業務に当たっては、受注者等と電話や電子メール等を活用して連絡を密にし、現地協議又は立会いが必要な場合には早めに日程調整して計画的に実施する。その際、「三つの密」の回避に留意するとともに、あらかじめ日時を調整する等により計画的かつ短時間で効率的に行えるよう工夫する。日程調整や「三つの密」の回避が困難な場合などやむを得ず現地協議又は	各局の監督実施要領等で立会いが原則とされている事項について、やむを得ず立会いができなかった場合は、事後遅滞なく写真や資料等により確認することとされていることに留意。

		立会いができない場合は、以下の取組・工夫の例を参考にしつつ適切に対応する。	
共通	監督業務の工夫	監督職員等が行う材料、出来形等の検査・確認、工程や事業進捗状況の管理等に当たっては、実行記録に係る写真、資料等のほか、UAVによる上空からの写真や映像等を活用し、電子メール等でやりとりするなど工夫して行う。	事後速やかに監督業務実施に係る書類等の整理が必要であることに留意。また、個々に情報連絡手段の環境整備を検討する必要。
治山・林道	段階確認時の工夫	森林整備保全事業工事標準仕様書で段階確認が必要とされている事項のうち、写真や映像等による確認が可能な場合は、受発注者間の情報共有システム等を活用しながら机上で行う。	情報共有システムを活用する場合は、契約図書に明示し、受注者からの申出を受ける必要があることに留意。また、複数の監督職員等を置く場合、利用者として登録することが必要。
共通	車両による現場出張時の工夫	車両による現場出張の際には、鍵及び車内（ハンドル、レバー等）の消毒等を行うとともに、複数名で出張する場合は、複数台の車両に分散して乗車することにより極一人乗車とし、複数名の乗車となる場合は、マスクの着用や換気を励行し着座位置を工夫するなど、「三つの密」を避けるよう配慮を行う。	
共通	監督職員との情報連絡体制の整備	業務用携帯電話や電子メール、カチャット等を活用して事業実施状況の把握等を行うなど、情報連絡体制を整備する。	

共通	検査業務の工夫	<p>検査職員が行う検査に当たり、実行記録に係る写真、資料等のほか、UAVによる上空からの写真や映像等を活用した検査が可能な項目がある場合は、これらを活用して一部の検査項目を机上により行う。その際、検査職員は必要に応じ、受注者等や監督職員による説明を求めることとするが、写真、資料等の事前提出や現場での立会いとUAVを併用するなど工夫して行う。検査実施の際は、「三つの密」の回避に留意する。</p>	<p>契約約款において、工事等の完成（完了）検査は、受注者等が立会の上実施することとなっていることに留意。</p> <p>監督職員と検査職員の職務は、原則、兼ねることができないことに留意。</p>
----	---------	---	--

2 工事等の入札等手続に係るもの

	項目	取組・工夫の例	留意事項
共通	入札等手続期間の見直し	発注者及び入札参加者双方の事務困難の状況が想定される場合、発注手続スケジュールを一定期間先送りし、入札公告の訂正を行うことを検討する。	先送りする期間の設定は、地域における事業者の動向等を踏まえて検討が必要。
共通	入札等手続の見合せ	事業の緊急性や発注者の体制確保に留意し、いかなる方法によっても入札手続及び事業実行が困難と判断される場合、入札公告を取り消すことを検討する。	事態終息後に再度入札することを前提とするものの、予算管理に留意。
共通	入札公告手法の見直し	電子入札システムや森林管理局ホームページからダウンロードが可能な資料のみで入札に参加できるよう、入札公告手法及びその他HP内容（リンクの張り方等）を見直しする。	
共通	資料の提出方法の工夫	紙入札の場合、競争参加資格確認申請書や技術提案書等の資料は郵送等による提出とし、直接事務室での	測量・建設コンサルタント業界から、郵便遅配への配慮につ

		受付を行わない。また、郵便遅配について、地域における状況を把握するなど十分留意し、必要に応じて入札手続期間を延長することも検討する。	いて要請があることに留意。 郵送による場合は、書留郵便に限るなど送達過程が記録される方法とすることが必要。
共通	入札参加資格審査会等の開催方法の工夫	入札案件ごとに実施する入札参加資格審査会や技術審査会等をSkype for Businessを活用したウェブ会議や電子メールを活用した持ち回り会議等により行う。	
共通	入札執行方法の工夫	紙入札の場合、郵送による入札も認め、開札の際には、経理の事務上必要な最少限の人数で対応するとともに、出来るだけ広い空間で入札参加者の配席に一定の間隔を確保するなど、「三つの密」の回避に留意して実施する。	郵便入札の場合、即時の再入札が不可能であることに留意。

3 工事等の発注の検討に係るもの

	項目	取組・工夫の例	留意事項
共通	発注時期の見直し	事業の緊急性や発注者の体制確保に留意しつつ、発注時期を第2四半期に変更するなど、一定期間先送りにして発注する。	年度内の完成（完了）を目指しつつ、工期（事業期間）の確保が困難な場合は、必要に応じて早期に繰越協議するなど工夫が必要。発注見通しの見直しが必要なことにも留意。
共通	事業規模の見直し	時機を逸することなく早期の実施が必要な工事等	事業規模を縮小することが困

		は、確実に実施する観点から、事業規模を縮小して必要な工期（事業期間）が確保されるよう配慮する。	難なものは、早期に繰越協議を行うことを検討。
共通	積算等業務の工夫	機密性の高い積算等業務は在宅勤務により行うことが困難であることを踏まえ、出勤者同士の間隔を確保するための会議室等の利用や在宅勤務により業務を行うことが可能な職員との振替など、工夫して対応する。	
治山・林道	余裕期間の活用	入札不調の発生が見込まれる等の事情から、発注時期を調整できない工事等は、余裕期間を見込んだ工期設定による早期発注を行う。	
治山・林道	総合評価落札方式の対象としない工事の選定	公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置し難いものなど、特に緊急に対策を行う必要が認められる場合は、総合評価落札方式の対象としない「災害復旧等事業等の緊急を要すると認める工事」として最低価格落札方式により実施する。（「国有林野事業の工事に係る競争入札の実施に関する取扱いについて」（最終改正令和元年12月20日付け元林政政第528号林政課長通知））	
造林・生産等	検知方法の工夫	伐採系森林整備の発注に当たっては、複数の請負者が接触することを防止する観点から、検知請負も合わせて発注する。 また、試行的に実施しているカメラ（アプリ）を活用した検知方法によることが可能な場合は採用する。	

2 林政政第406号
令和2年11月11日

各森林管理局長 殿

林野庁長官

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越の
事務手続について

このことについて、大臣官房予算課長から別添写しのとおり通知があったので、当該通知を踏まえ、事務手続に遺漏のないよう努められたい。



2 予 第 1 4 8 6 号
令和 2 年 1 1 月 6 日

林野庁長官 殿

大臣官房予算課長

令和 2 年度における繰越しについて

このことについて、財務省主計局司計課長から別添(写)のとおり通知があったので、事務手続に遺漏のないよう努められたい。

なお、貴職管下の関係機関に対してもこの旨を周知徹底されたい。





事務連絡第 4498 号
令和 2 年 11 月 5 日

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局司計課長

令和 2 年度における繰越しについて

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、下記のとおり弾力的な対応を行っております。

については、令和 2 年度における新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越し手続きにつきましては、(別紙)によることといたしますので、よろしくお願い致します。

なお、繰越事務の手続きに当たっては、感染拡大防止等の観点から、資料の事前送付やヒアリングの省略等について、必要に応じて各財務局等と調整いただくとともに、本件について、貴管下職員及び繰越事務を委任している各自治体等に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

- 感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等を要しない。
- 延期後の事業完了時期等の設定が困難であっても翌年度に実施できるものとみなす。

以上



(別紙)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う 事故繰越の事務手続について

1. 対象事業（経費）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施した対応（事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったもの）に伴い事故繰越を行う事業（経費）

2. 理由書

通常、事故繰越の申請に当たっては、その性質等に照らし、事業概要、事故繰越に至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項を理由書に記載しているところであるが、上記対象事業（経費）については、別添の様式（別紙1）により提出することとすることができることとする。

3. 理由書における事故事由

「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、〇〇〇せざるを得ず、年度内に事業を完了することが困難となったため」等と記載する。

(注) 事業（経費）の内容により適宜変更して差し支えないが、簡潔に要因を記載すること。

4. 審査表

審査表の提出は省略とする。

5. 財務局等の審査に必要な資料

通常、財務局等の審査に必要な資料として作成していた事業の概要、工程、位置図、契約、事故要因等に関する資料の提出は省略とする。

ただし、支出負担行為が確認できる資料（該当部分）を添付するものとする。

6. 財務局等ヒアリング

財務局等のヒアリングは原則として行わない。

7. その他

- (1) 各省各庁は、繰越手続に関する事務を委任している各自治体等に対して、事務手続が円滑に行われるよう必要な助言等を行うこと。
- (2) 申請に当たっては、法令の要件に変わりはないことに十分留意し、「支出負担行為後に生じた避け難い事故」の要件を確実に確認の上、繰越申請をすること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越以外の事故繰越については、当該（別紙）に係る手続きについては適用されないことに留意する。

以下に沿って記入をお願いします。

【記載例】事故繰越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官 ○○局○○課会計課長

1 事故繰越しの概要について記載する

(①を記入)

所管・会計	○○省 一般会計	組織・項	○○本省 ○○事業費
「目」の名称	○○事業費	「目の細分」の名称	○○事業費
事項名	第○回○○会合開催業務		
箇所名	機○○		
所在			
事業内容	○○に関する研究の成果を○○政策に活かすことを目的として行われる「第○回○○会合」の開催を効率的に実施するため、運営支援業務について委託を行うもの。		
要繰越額	○○,○○○,○○○円		

2 前年度に明許繰越し(翌償)をした事業である

(②を記入)

明許(翌償)繰越しの承認番号及び承認年月日							
事項名							
箇所名							
繰越し事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	改修補修に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難
	内容		その他の場合は事由を記入				

明許(翌償)繰越し時の「箇所別證書及び理由書」を添付する場合は記入不要です。

3 支出負担行為は実施済みである

(③を記入)

支出負担行為年月日	R2年 5月 1日	補助事業は当初の支出負担行為年月日を、直轄事業は、最終的な支出負担行為年月日(変更契約日等)を記入して下さい。
支出負担行為済額	○○,○○○,○○○円	最終的な支出負担行為済額全額を記入して下さい。

4 事故が生じた年月日は③より後である

(④を記入)

事故発生年月日	R3年 2月 1日 (~ 年 月 日)	事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入して下さい。
---------	-----------------------	------------------------------------

5 事故事由

(⑤を記入)

事由	新型コロナウイルス感染症の影響により、2月に関係協力機関と協議した結果、当該会合の開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず、年度内に事業を完了することが困難となったため。	「主な事故事由」を参考に支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入して下さい。
箇所		事故が生じた箇所を記入して下さい。(事故が特定の箇所に係るものでない場合は記入不要です。) ※記載に代えて地図の添付も可

6 事故事由は当該年度中の事由である

(⑥を記入)

当初の事業計画	R2年 5月 1日 ~ R3年 3月 31日	明許(翌償)承認時の「事業完了予定年月日」を記入して下さい
明許繰越し(翌償)後の事業計画	年 月 日 ~ 年 月 日	
事故繰越し後の事業計画	R2年 5月 1日 ~ R4年 3月 31日	翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認して下さい。

7 計画変更後の事業は翌年度内に終了する見込みである

(⑥を記入)

8 当該様式による対象経費であるか等のチェック済みである

(チェック)

事故繰越しをすることは適切である

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響による事故繰越であることから、令和2年〇月〇日付事務連絡第〇〇号に基づき、本様式により申請するものである。

支出負担行為の実施が確認できる書類が添付されているか。

連絡先 ○○局○○課
TEL 012-345-6789
担当 財務 太郎

(参考)

▶ 主な事故事由

(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故事由)

- ・ 補助事業者において〇〇が生じたことにより想定以上の期間を要し、事業計画を変更せざるを得ず、
- ・ 〇月に関係協力機関と協議した結果、当該イベントの開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず、
- ・ 受託事業者における技術者確保が難航したことにより想定以上の期間を要し、納期を延期せざるを得ず、
- ・ 海外現地調査に当たって、海外現地政府関係機関の許可に想定以上の期間を要したことにより、調査完了時期を延長せざるを得ず、

等

国不建第 307 号
令和 2 年 12 月 24 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 8 月 25 日改訂版））」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、直近の新規感染者数が過去最多の水準となっており、地域によってはすでに急速な感染拡大が見られている状況を踏まえ、厚生労働省において、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加するなどの改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理についての留意事項等を取りまとめたところであり、これらを踏まえて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 12 月 24 日改訂版））」を別添 1 のとおり改訂いたしました。

貴職におかれましては、引き続き、本ガイドラインを踏まえ、建設現場の「三つの密」対策等を徹底していただきますようお願いいたします。また、これまでの建設業における感染発生状況では、土木工場の現場に比べて、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工場の現場やオフィスでの感染例が多く見受けられるため、これらの場所においては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いいたします。

以上